

告 示

埼玉県告示第八百八号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

令和三年八月一日から令和四年三月十五日まで